

令和元年8月近江八幡市教育委員会定例会（要旨）

1. 開催日時 令和元年8月22日(木)9時30分～10時42分

2. 開催場所 水道事業所3階A・B会議室

3. 出席委員

教育長	日岡 昇
教育長職務代理者	久家 昌代
委員	八耳 哲也
委員	安倍 映子
委員	西田 佳成

4. 事務局出席者

教育部長	小林 一代
教育部次長兼学校教育課長	野瀬 準子
教育総務課長	秋山 直人
生涯学習課長	村井 孝一郎
近江八幡図書館長兼安土図書館長	奥村 恭代
学校給食センター長	嶋川 明夫
生涯スポーツ課長	杉谷 良彦
総合政策部次長兼文化観光課長	濱 本 浩
子ども健康部次長兼幼児課長	木村 辰之
教育総務課長補佐	畑 明 宏
教育総務課副主幹	澤 千 央

5. 会議を傍聴した者 0人

6. 会議次第

【議案】

- 議第 35 号 近江八幡市教育委員会事務決裁規程の一部改正について
- 議第 36 号 近江八幡市立幼稚園規則の一部を改正する規則の制定について
- 議第 37 号 近江八幡市文化財保存活用地域計画を策定することについて近江八幡市文化財保護審議会に諮問することについて
- 議第 38 号 山本家土蔵の修理内容変更について近江八幡市伝統的建造物群保存地区保存審議会に諮問することについて
- 議第 39 号 玉屋町6の伝統的建造物の修理及び非伝統的建造物修景について近江八幡市伝統的建造物群保存地区保存審議会に諮問することについて
- 議第 40 号 歴史的建造物等を対象とする建築基準法第3条第1項第3号に基づく独自条例の制定について近江八幡市伝統的建造物群保存地区保存審議会に諮問することについて
- 議第 41 号 近江八幡市スポーツ施設の使用料の減額又は免除に関する規則の制定について
- 議第 42 号 近江八幡市立運動公園の管理運営に関する規則の一部を改正する規則の制定について
- 議第 43 号 近江八幡市立健康ふれあい公園の管理運営に関する規則の一部を改正する規則の制定について
- 議第 44 号 近江八幡市立安土文芸の郷公園の管理及び運営に関する規則の一部を改正する規則の制定について
- 議第 45 号 近江八幡市駅南総合スポーツ施設施行規則の一部を改正する規則の制定について

- 議第 46 号 近江八幡市民アリーナの管理及び運営に関する規則の一部を改正する規則の制定について
- 議第 47 号 近江八幡市桐原社会体育施設の管理及び運営に関する規則の一部を改正する規則の制定について
- 議第 48 号 近江八幡市雪野山グラウンド条例施行規則の一部を改正する規則の制定について
- 議第 49 号 近江八幡市安土大中グラウンドの管理及び運営に関する規則の一部を改正する規則の制定について
- 議第 50 号 近江八幡市安土B&G海洋センターの管理運営に関する規則の一部を改正する規則の制定について

【報告事項】

- 令和元年度 滋賀県に対する要望事項(都市連協)について
- 平成31(令和元)年度ふるさと教育(学習)の推進状況について
- 学校支援メニューフェア in 近江八幡について

7. 議事の経過

(1)開 会(日程確認) 教育長が8月定例会の開会を宣言
出席委員定数の確認
議案議第 41 号の議題及び報告事項の項目の訂正
議第 51 号の取り下げの説明
訂正と取り下げについて **承認**

(2)前回の会議録の承認 **承認**

(3)教育長挨拶および報告

- ・本日は甲子園の決勝戦。西日本は夕立等雨の予報だが、力を発揮してもらいたい。
- ・取り下げとなった議案に出てきた東京オリンピックについては、平和なオリンピックの祭典になるように願っている。
- ・一週間後には、2学期がスタートする。お盆に台風10号が来たが、滋賀県は雨風とも

にたいしたこともなく、コミセンも開けることなく切り抜けられた。今後も台風が来ることが想定されるので学校も含め管理についてはきちんとしてほしい。

- 熱中症への対応については、小学校のプール開放等において中止していただくなど、PTA や保護者、先生方など適切な判断により問題なく過ごせた。ただ、大事には至らなかったが、中学校の部活動で熱中症の疑いで救急車で運ばれたことがあった。
- 中体連では、個人では、八幡中学校の森本君が柔道で全国大会出場、八幡東中学校では、相撲で全国大会ベスト8までいった。中体連ではないが、安土中学校の3年生の小林さんがジュニアオリンピックのカヌーの大会でシングル、ダブルスともに優勝。団体競技では優勝はなかったものの、八幡中学校のサッカー部が県大会で第3位までいった。
- 8月10日(土)～18日(日)まで、閉庁・閉校日を含め、働き方改革の一環で、休める時にやすんでもらうため、夏季休暇、年休消化も含め先生方には9連休を取得してもらった。
- 教員採用試験があった。小学校は倍率3倍を切るという比較的とおりがよくなっている。今は2次試験の真っ最中である。
- 昇任試験は、校長昇任試験16名、教頭昇任試験20名。心配するのは、小学校が3名だったということ。緊急に校長会を開き、自分の学校ということではなく、近江八幡市に在籍する先生をいかに育て、いかに背中を見せるか。また、魅力ある管理職候補を長い目で育ててほしいと指導した。
- 昨日、教職員等全員研修会があり、SDGsの講演をして頂いた。とても分かりやすかった。今までしていたことをするのではなく、常に未来の子どもを見据えながら進めていくことが大切だと感じた。明日には教育講演会もある。

- ・各校園で運動会、体育大会が開催される。委員の皆様にはメッセージを読むだけでなく、一言子どもたちが奮い立つようなことを申し添えてほしい。

(4)議事

◆議第 35 号

「近江八幡市教育委員会事務決裁規程の一部改正について」

【事務局説明…教育総務課】

改正内容

「近江八幡市事務決裁規程」との整合性を図るため、「総合政策部長(政策推進課長)」を削り、「コンプライアンスマネージャー」とする。

また、行政組織の見直しによる課名変更に伴い、「政策推進課長」を「企画課長」に改める。

新旧対照表で確認しながら説明。

【質 疑】 なし

【採 決】 可決

◆議第 36 号

「近江八幡市立幼稚園規則の一部を改正する規則の制定について」

【事務局説明…幼児課】

改正内容

近江八幡市立幼稚園規則の第5条(教育課程)については幼稚園教育要領によるとしている。幼稚園教育要領が平成29年3月31日告示、平成30年4月1日改正したことに伴い、第5条の「平成20年文部省告示第26号」を「平成29年文部科学省告示第62号」に改める。

新旧対照表で確認しながら説明。

【質 疑】 なし

【採 決】 可決

◆議第 37 号

「近江八幡市文化財保存活用地域計画を策定することについて近江八幡市文化財保護審議会に諮問することについて」

【事務局説明…文化観光課】

説明内容

近江八幡市文化財保存活用地域計画を策定することについて、近江八幡市文化財保護条例第16条の規定に基づき、近江八幡市文化財保護審議会に意見を求めるにあたり審議を願いたい。

市内には多くの指定文化財がある。しかし、これらの貴重な文化財の滅失や散逸は本市だけでなく全国的な課題である。この課題解決に向け、これまでは国や県が指定する文化財しか手厚い施策がなかったが、文化財保護法が改正され、各自治体において文化財保存活用地域計画を策定することができると定められた。これにより、国や県に指定されたものだけでなく、それぞれの地域において重要とする文化財をこの計画に位置付けることによって、地域文化財の保存、活用に関する施策が受けられるとする計画である。

本市の考え方としては、安土町時代に策定された「安土町歴史文化基本構想」を活用しつつ、重要文化財とすべきものの抽出から入り、近江八幡市文化財保存活用地域計画連絡協議会の検証により総合的な見地から進めていきたい。

【質 疑】 なし

【採 決】 承認

※議第 38 号と議第 39 号は関連性があるため、一括に審議を行うことを提案 承認

◆議第 38 号

「山本家土蔵の修理内容変更について近江八幡市伝統的建造物群保存地区保存審議会に諮問することについて」

◆議第 39 号

「玉屋町6の伝統的建造物の修理及び非伝統的建造物修景について近江八幡市伝統的建造物群保存地区保存審議会に諮問することについて」

【事務局説明…文化観光課】

説明内容

議第38号と議第39号はいずれも近江八幡市伝統的建造物群保存地区内の建造物の修景に関する当初予定からの変更である。議第38号についてはその内容の一部を変更し、議第39号については新たに追加を行う。

議第38号 山本家土蔵の西の外壁が漆喰白壁塗りとなっていたが、学識者の意見により、杉板張に変更。

議第39号 玉屋町6の修景修理を行うことを追加する。9月の補正予算で対応する。

【質 疑】 なし

【採 決】 採決は1号ずつ行う。

議第 38 号 可決

議第 39 号 可決

◆議第 40 号

「歴史的建造物等を対象とする建築基準法第3条第1項第3号に基づく独自条例の制定について近江八幡市伝統的建造物群保存地区保存審議会に諮問することについて」

【事務局説明…文化観光課】

説明内容

近江八幡市伝統的建造物群保存地区保存条例第12条第2項の規定により、近江八幡市伝統的建造物群保存地区保存審議会に歴史的建造物等の修繕に関して建築基準法第3条第1項第3号に基づく独自条例の制定について、意見を求めるにあたり審議を願いたい。

近江八幡市は豊かな歴史資産を有しており、この魅力を発信している。

伝統的建造物群保存地区内の伝統的建造物をはじめとする歴史的建造物の中には、建築基準法に既存不適格で歴史的価値を残したまま修理を行うことが困難なものが散見される。歴史的価値を残しつつ修理を行うためには、建築基準法の適用としなければならない。この矛盾の中、整備を行うために、本市が設置している建築審査会の同意を得た上で、歴史的価値を重視して、建築基準法の規定を適用しないことを認めるという独自条例の制定を行いたい。

本市では伝統的建造物群保存地区の中でこれに該当させたい歴史的建造物がある。その修理に向け、建築物を指定した上で、建築基準法の適用から除外させることができる独自条例を、それらの建造物に適用させたい。

独自条例の制定をしているところは全国で12自治体。ここに近江八幡市も加わっていきたい。

参考までに、全国には約1,700自治体ある。伝統的建造物群保存地区は全国に108地区ある。地区数と自治体数は必ずしも一致しないが、仮に108自治体とした場合、その内の12自治体と考えると少ないと思われる。近江八幡市も令和3年4月1日から施行の条例制定に至れば、県下第1号である。

【質 疑】

○八耳委員

条例の制定が少ないのは、審査が難しいからか。

○文化観光課

推測ではあるが、その自治体に歴史的建造物があるかないかも左右される。また、条例を制定し、適用してまで保存する方向性が決定しているかどうかにもよると思われる。

【採 決】 可決

※議第 41 号から議第 50 号までは関連性があるため、一括に審議を行うことを提案 **承認**

◆議第 41 号

「近江八幡市スポーツ施設の使用料の減額又は免除に関する規則の制定について」

◆議第 42 号

「近江八幡市立運動公園の管理運営に関する規則の一部を改正する規則の制定について」

◆議第 43 号

「近江八幡市立健康ふれあい公園の管理運営に関する規則の一部を改正する規則の制定について」

◆議第 44 号

「近江八幡市立安土文芸の郷公園の管理及び運営に関する規則の一部を改正する規則の制定について」

◆議第 45 号

「近江八幡市駅南総合スポーツ施設施行規則の一部を改正する規則の制定について」

◆議第 46 号

「近江八幡市民アリーナの管理及び運営に関する規則の一部を改正する規則の制定について」

◆議第 47 号

「近江八幡市桐原社会体育施設の管理及び運営に関する規則の一部を改正する規則の制定について」

◆議第 48 号

「近江八幡市雪野山グラウンド条例施行規則の一部を改正する規則の制定について」

◆議第 49 号

「近江八幡市安土大中グラウンドの管理及び運営に関する規則の一部を改正する規則の制定について」

◆議第 50 号

「近江八幡市安土B&G海洋センターの管理運営に関する規則の一部を改正する規則の制定について」

【事務局説明…生涯スポーツ課】

議第 41 号の制定内容

シニア世代や障がい者の健康保持・増進を図るための支援として、シニア割引、障がい者割引を導入をするため、新たに「近江八幡市スポーツ施設の使用料の減額又は免除に関する規則」の制定を行いたい。また、この規則の制定により、市内の有料スポーツ施設(9施設)の管理及び運営に関する規則等に記載されている使用料の減免基準を1つの規則として集約し、全ての施設における減免基準を明確にしたい。

対象施設については、規則にある別表第1の9施設とする。(日野川の多目的グラウンドは無料のため除く。)

減免率については、別表第2のとおり。別表第2(1)(2)は変更なし。新たに追加したものが、シニア割引のことが書かれている(3)、障がい者割引のことが書かれている(4)になる。

(3)には年齢が確認できるもの、(4)にはそれぞれの手帳や判定所等の提示が必要である。

議第 42 号から議第 50 号の改正内容

議第 41 号「近江八幡市スポーツ施設の使用料の減額又は免除に関する規則」を制定することにより、スポーツ施設の減免基準は全てこの規則に則ると変更する。そのため、9施設

それぞれの規則にある使用料の減免の条項の改正を行う。

ただし、議第43号「近江八幡市健康ふれあい公園の管理運営に関する規則」については、開園時間の条文の改正も同時に行う。

【質 疑】

○久家委員

シニア割引で団体とあるが、仲間内で利用する時は団体となるのか。

○生涯スポーツ課

基本的に複数人数で利用する場合、団体扱いとする。友達同士でもその半数以上がシニア対象者であれば割引が適応される。どこかに登録していないといけないという訳ではない。

○日岡教育長

何人以上が団体となるのか。

○生涯スポーツ課

明記はない。ただし、運動公園の体育館やグラウンドについては、おおむね10人以上を団体とみなしている。

○日岡教育長

プールについてはどうか。

○生涯スポーツ課

プールについては、個人料金のみ。団体設定はなし。

○八耳委員

教育委員会が管理しているその他の施設で料金を徴収しているところはあるのか。

○生涯スポーツ課

信長の館や安土文芸セミナリヨは有料である。

○八耳委員

他の施設はしないのか。

○生涯スポーツ課

シニア世代や障がい者の健康の保持増進を目的としているため、運動という部分での支援なので対象としていない。

○日岡教育長

障がい者の「がい」が、漢字「害」とひらがな「がい」があるが。

○生涯スポーツ課

修正します。

※別表第2第4号の減免対象欄中にある

「市内に住所を有する身体障害者(児)」を「市内に住所を有する身体障がい者(児)」に

「市内に住所を有する知的障害者(児)」を「市内に住所を有する知的障がい者(児)」に

「市内に住所を有する精神障害者(児)」を「市内に住所を有する精神障がい者(児)」に

修正します。

○日岡教育長

再度確認し、必要なところは修正してください。

【採決】 採決は1号ずつ行う。

議第41号 可決

議第42号 可決

議第43号 可決

議第44号 可決

議第45号 可決

議第46号 可決

議第47号 可決

議第48号 可決

議第49号 可決

議第50号 可決

●報告事項

◎令和2年度 滋賀県に対する要望事項(都市連協)について

【事務局報告…教育総務課】

8月8日(木)、第1回教育長・教育部長合同会議が開催され、令和2年度滋賀県に対する要望書について、各市からの意見を踏まえ、協議が行われた。

要望書については、この会議を受けて、現在、都市教育長会事務局(守山市)で整理中のため、今回は、経過報告とする。資料としては、最終的な要望書が出来上がり次第、お渡しする。

◎平成31(令和元)年度ふるさと教育(学習)の推進状況について

【事務局報告…学校教育課】

資料に基づき報告。

【質 疑】

○日岡教育長

冊子(リーフレット)は出さないのか。

○学校教育課

リーフレットを出すことも考えたが、予算の都合上、難しい。

そのため、リーフレットの発行はせず、Z テレビの活用と「広報おうみはちまん」で見開き1ページの大きく紙面を確保し、市民へ発信を進めていく。

◎学校支援メニューフェア in 近江八幡について

【事務局報告…生涯学習課】

資料に基づき報告。

8. その他

今後のスケジュール

【事務局…教育総務課】

令和元年度運動会・体育大会市教委等出席予定者の確認。

9. 閉会

教育長が8月定例会の閉会を宣言